

## [ 化学物質管理について ]

当社では製品の開発から製造、物流、消費、廃棄に至る全ライフサイクルにわたる化学物質管理全般について、基本方針および必要な事項を定め、法改正の最新動向等を踏まえながら、化学物質のリスク低減および環境保全ならびに衛生管理に努めています。

### 1. 化学物質管理に関する世界の動向

1992年  
地球サミット (アジェンダ21)

21世紀の持続可能な開発の実現を目的に国際機関の行動計画として「アジェンダ21」が採択され、化学物質管理の世界的な気運が高まりました。

第19章に「有害及び危険な製品の違法な国際的移動の防止を含む、有害化学物質の環境上適正な管理」が明記されました。

2002年  
持続可能な開発に関する  
世界首脳会議 (WSSD)

科学的根拠に基づく「リスク評価とリスク管理の手順」を用いて、化学物質が人の健康と環境への悪影響を最小限とする方法で使用、生産されることを2020年までに目指すこととなりました。

2006年  
国際化学物質管理会議  
(ICCM)

上記の2020年の目標を実現させるための取り組みが「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)」としてまとめられました。有害化学物質の輸出の際の輸入国への配慮、残留性有機汚染物質の製造・使用の廃絶、化学品の危険有害性を世界統一の分類・表示により行うGHS\*の実施などが盛り込まれました。

GHS:  
Globally Harmonized System of  
Classification and Labelling of Chemicals  
(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)



<絵表示の例>

「その後の各国の動向」

#### < EU >

##### [2006年 RoHS指令(Restriction of Hazardous Substances) [危険物質に関する制限]]

●電気・電子部品について、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDEの6物質が有害物質として使用が制限されました。

##### [2007年 REACH(Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals) [化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則]]

●全ての化学物質の生産者・輸入者は、人類・地球環境への影響についての調査を行い、欧州化学物質庁へ申請・登録することが義務付けられました。

#### < 米 国 >

●有害物質規制法(TSCA)の運用を強化し、既存化学物質のリスク評価を行っています。

#### < アジア諸国 >

●中国・韓国・台湾を中心に、欧州や日本の制度を参考に化学物質管理を強化・推進しています。

## 2. 日本の対応

新規化学物質の審査や上市後の化学物質の継続的な管理を踏まえて、化学物質の性状等に応じた製造・輸入許可や使用制限といった規制を行っています。

### ●化学物質審査規制法(化審法)

- ・すべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量の届出が義務づけられました。国はそこから人の健康に与える影響を評価し、その結果に基づき有害化学物質を製造・使用の規制対象としました。
- ・国際条約で新たに規制対象に追加される物質について、厳格な管理が行われることになりました。

### ●労働安全衛生法（労安法/安衛法）

職場において使用されるすべての危険有害な化学物質の危険有害性情報を、広く関係者に伝達することが求められました。

- ①譲渡提供時のラベル表示や安全データシート（SDS）の交付
- ②事業場内で取り扱う容器等についてラベル表示の実施

## 3. 当社の化学物質管理

上記法に沿って、基本規程「化学物質管理細則」を定め、化学物質管理を推進しています。

### <基本方針>

1. 使用が禁止されている物質の使用、製造および輸入を行わない。
2. 化学物質管理に係る関係法令を順守するとともに取り扱いの適正化を図る。
3. 従業員、関係会社社員、顧客および地域住民の健康と安全を確保するとともに環境にもたらす悪影響を最小化するよう努める。
4. 化学物質管理の継続的な改善に努める。

### <目標・計画>

CSR委員会にて前年度の実績とその結果を踏まえた翌年度の計画を策定し、化学物質管理の継続的な改善につなげています。

### <管理業務>

「危険有害性情報の伝達と管理」「取り扱い物質の管理」「環境負荷物質の管理」を3つの柱として、化学物質管理を行っています。

## 4. 当社の具体的な取り組み

### ▶ 1. 危険有害性情報の伝達と管理

#### 1) 安全データシート (SDS)

化学物質による事故の未然防止のため、すべての製品について安全データシートを作成し、顧客へ提供しています。日本語版だけでなく、韓国語・中国語など、海外対応を図っています。

#### 2) 警告表示

製品の容器や包装に危険性、有害性情報に基づく警告表示を行っています。配管、船など容器や包装によらず、製品を提供する場合においても警告表示ラベルに記載の情報を顧客へ渡しています。

#### 3) イエローカード

タンクローリーなどにより製品を運搬する場合、事故発生時の措置などを記載したイエローカードを物流会社へ提供しています。

#### 4) 現場での活用

製品だけではなく、原料や添加剤など外部からの調達品を含めた化学物質の安全データシートを社内サーバーから現場で速やかに確認できるようになっています。また、GHS絵表示を現場の計器室や作業場に掲示しています。



安全データシートの例 (プロピレン)



警告表示ラベルの例 (プロピレン)



中国語版



韓国語版



イエローカードの例 (酸化エチレン)

## ▶ 2. 取り扱い方法の管理

### 1) 化学物質データベースとその活用

事業所では、取り扱う化学物質に係わる適用法令をデータベース上で整理しています。また、各現場では、対象となる法に基づき取り扱い方法を遵守しています。

#### 各現場における化学物質の取り扱い方法の例



#### < 可燃性ガスを取り扱う作業 >

▶ ガスのサンプル採取などの作業においては、火災などの事故の防止や環境および衛生面への配慮の観点から、外気への排出がないように行います。また、作業者は不測の事態に備え、ヘルメット・保護メガネ・革手袋を着用して作業します。



#### < 設備の開放または設備内部に立ち入る場合の文書交付 >

▶ 設備の開放または設備内部に立ち入る協力会社社員に対し、「化学設備の清掃等の作業に係る安全衛生注意書」を交付し、安全衛生に関する注意事項を周知しています。

### 2) 新規導入物質の調査

事業所では、新規に取り扱う化学物質について事前に当該物質の危険性、有害性の調査を行い、安全な取り扱いを行うために必要な措置を講じています。

### 3) 化学物質のリスクアセスメント

2016年6月1日に労働安全衛生法が改正され、一定の危険性・有害性が確認されている化学物質による危険性、有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が義務化されます。当社は、試運用の社内規則を制定し、全社体制で化学物質のリスクアセスメントの試行に着手しています。

## ▶ 3. 環境負荷物質管理

各製品に含有する環境負荷物質の情報を整備し、維持管理するとともに顧客からの調査・問い合わせなどに対応しています。

<担当者より>

環境保安室長  
西下 修



当社は世界の化学物質管理の把握に努め、対象国のルールに沿った製品表示、SDS提供をはじめとする海外対応を図っています。また日本の化学物質関連法規に沿った化学物質管理を進め、化学物質のリスク管理などを通じて、当社社員のみならず、協力会社や地域の皆様の安全な暮らしを守ることに貢献していきます。